

令和2年度新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変者への経済的支援について

(主旨)

本学の専門課程に在学する学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生にたいして、経済的理由により修学を断念することがないように、規程に従い経済的支援として授業料の一部を減免します。

(対象者)

勉学に対する意欲のある学生のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯の学生とする。

(募集人数)

若干名

(募集期間)

令和2年9月20日～令和2年9月28日

(授業減免額の内容)

他の制度による授業料減免等を受けていない者については、20万円とする。他の制度による授業料等の減免を受けている者については、残存する授業料の2分の1を限度とする。また、福岡県からの支援金については、対象学生から本学が委託を受けて受領し、残存する授業料に充当するものとする。福岡キャリアナー製菓調理専門学校としての総額60万円を減免とする。

(その他)

詳細については、学費担当者にお問い合わせください。